

2024年2月5日

北九州市市民文化スポーツ局長 井上 保之 殿

九州考古学会
会長 宮本 一夫

旧門司駅関連施設遺構の保存に関する要望書

表記の件につきましては、別添書類のように、当該遺跡は学術上きわめて重要な内容を有するものであり、貴職におかれましては、適切な調査・保存の対策を講じられますことを要望いたします。

なお、誠に恐縮ですが、当件に係る具体的な措置および対策につきまして、2024年3月1日（金）までに、九州考古学会事務局宛にご回答をお送りくださいますよう、お願いいたします。

記

1. 提出書類

別添の通り 1通

2024年2月5日

北九州市市民文化スポーツ局長 井上 保之 殿

九州考古学会
会長 宮本 一夫

2024年1月25日(木)に、北九州市長の定例会見にて、旧門司駅関連施設遺構の一部移築保存に関する発表が行われました。すでに鉄道史学会・都市史学会・日本建築学会九州支部が提出した保存要望書等でも指摘されております通り、旧門司駅関連施設遺構につきましては、日本の近代史・鉄道史を考える上で学術的価値がきわめて高いものと考えられます。全体として、明治・大正期にかけて造られた初期の門司駅の駅舎跡・機関車の車庫跡と周辺の土地利用の変遷が確認できる貴重な遺跡であることは間違いなく、どのように保存していくかが最大の課題と考えます。大正3年に北側に造られた現在の門司港駅の駅舎(重要文化財)にもほど近く、門司港地区の歴史、また日本近代交通史を考える上でも両者は一連のものと考えられます。また旧門司駅関連施設遺構周辺からは、平安時代の陶磁器類も出土していることから、古代・中世以来の港湾遺跡としても重要であり、不明なところの多い門司関、また壇ノ浦合戦前後の平氏の拠点との関わりにおいても、その調査は門司区・北九州市の地方史の復元のみならず日本古代・中世史の解明に高い重要性もっています。さらに現在の調査区周囲の未調査区についても関連施設遺構が続いていることが想定されますが、複合公共施設の建設に際して、調査区周囲の未調査区が影響を受ける可能性がありますことから、影響を受ける範囲についての調査も必要と考えられます。上述のような観点からも、旧門司駅関連施設遺構については、現地での現状保存と長期的な調査・研究が望まれます。

新聞報道によりますと、北九州市文化財保護審議会の委員5名は全員が現地保存を要望したとのことですが、それに対して市では「一部移築保存」の判断が行われました。1月26日付の毎日新聞(電子版)の記事では、「市によると、設計変更をすれば施設内で遺構を保存できる可能性はあるが、経費と時間がかかるとして変更は検討しなかったという」とあります。変更の検討自体が行われなかったとのことですが、その結果として「移築保存」とされた範囲は、調査区全体に広がる建物遺構の全体の中でもごく一部であり、この遺跡の重要性と意義を十分に体現しつつ後世に遺こすものであるとは到底言えず、「移築保存」の範疇からは大きく逸脱したものと言わざるを得ません。設計変更により施設内で遺構を保存できる可能性があるにもかかわらず、検討自体を行うことなしに、遺構の大部分が失われるという結論に至ったことについては、北九州市の文化財保護行政という観点からも非常に問題があるものと考えます。

その後の1月30日付の西日本新聞では、「市が「移築して一部保存」の意見を出したと説明する唯一の専門家も、西日本新聞の取材に「現地での部分保存が理想」と回答した」ことが示され、「私の意見は一案に過ぎない。ほかの専門家の意見や市民のアイデアを集

め、合意形成を模索すべきだ」とする意見もあわせて紹介されています。さらに2月2日付の西日本新聞では、「現地保存を支持する専門家から方針撤回を求める声が上がる中、北九州市は1日、市議会教育文化委員会で「検討会をつくることはない」とし、再検討しない考えを示した。市によると、施設整備に当たっては遺構部分を「(深さ)3メートルくりぬく」という」という記事が掲載されました。

2月議会で移築保存の予算案上程、4月には遺構の切り出しに着手し、その終了後に複合公共施設の建設工事に取りかかるとされておりますが、旧門司駅関連施設遺構の下層には、上述のように中世以前の港湾施設などの重要遺構が遺存している可能性もありますことから、複合公共施設の建設が行われます場合は、それに先立っての現調査区下層、並びに影響を受ける可能性のある現調査区周辺の調査が十分に行われる必要があります。

以上のことから、九州考古学会は、下記の点について要望します。

記

1. 旧門司駅関連施設遺構の建物について、現地保存を最優先とし、建設予定の複合公共施設の設計変更についても検討を行うこと。
2. 現地保存が難しい場合、現計画よりもより広い範囲での移築保存を行うことについての検討を行うこと。
3. 現在の調査区周囲の未調査区についても、複合公共施設建設に際して影響を受ける範囲について十分な調査を行うこと。
4. 旧門司駅関連施設遺構の下層における中世以前の遺構の有無についても、確認調査を十分に行うこと。

以上